

令和8年度 飯能市立双柳小学校いじめ防止基本方針

飯能市立双柳小学校

1 いじめ防止等のための対策に関する基本的な方針

【基本理念】

いじめは、いじめを受けた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命又は身体に重大な危険を生じさせる恐れがある。したがって、本校では、すべての児童がいじめを行わず、及び他の児童に対して行われるいじめを認識しながらこれを放置することがないように、いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めることを旨として、いじめの防止等のための対策を行う。

【いじめの禁止】

すべての児童は、いじめを行ってはならない。

【学校及び教職員の責務】

いじめが行われず、すべての児童が安心して学習その他の活動に取り組むことができるように、保護者や関係者との連携を図りながら、学校全体でいじめの防止と早期発見に取り組むとともに、いじめが疑われる場合は、適切かつ迅速にこれを対処し、さらに再発防止に努める。

2 いじめの防止等に関する措置

(1) 基本施策

ア 学校におけるいじめの防止

- (ア) 学校の最重点目標の一つとして、弱い者いじめや卑怯なふるまいをしない、見過ごさないことに組織的に取り組む。
- (イ) 児童の豊かな情操と道徳心を培い、全ての教育活動を通じた道徳教育及び体験活動等の充実を図る。
- (ウ) 保護者並びに地域住民その他の関係者との連携を図りつつ、いじめ防止に児童が自主的に行う活動に対する支援を行う。
- (エ) いじめ防止の重要性に関する理解を深めるための啓発その他必要な措置として、人権作文・人権標語等に取り組む。

イ いじめの早期発見のための措置

(ア) いじめ調査等

いじめを早期に発見するため、在籍する児童に対して定期的な調査を次通り実施する。

① 児童対象のいじめについてのアンケート調査 年3回

② 教育相談を通じた児童からの聞き取り調査 年1回

(イ) いじめの相談体制

児童及び保護者がいじめに係る相談を行うことができるよう次の通り相談体制の整備を行う。

① さわやか相談員、スクールカウンセラーの活用、スクールソーシャルワーカーの活用

② いじめ相談窓口の周知

(ウ) 教職員の資質向上

いじめ防止等のための対策に関する研修を年間計画に位置づけて実施し、いじめ防止等に関する教職員の資質向上を図る。

ウ インターネットを通じて行われるいじめに対する対応

児童及び保護者が、発信された情報、発信者の匿名性、その他のインターネットを通じて送信される情報の特性を踏まえて、インターネットを通じて行われるいじめを防止し及び効果的に対応できるように、必要な啓発活動として、非行防止・情報モラル教育を行う。

(2) いじめ防止等に関する措置

ア いじめ防止等の対策のための組織「いじめ防止対策委員会」の設置

いじめの防止等を実効的に行うため、次の機能を担う「いじめ防止対策委員会」を設置する。

<構成員>

校長、教頭、主幹教諭（教務主任）、生徒指導主任、学年主任、特別支援教育コーディネーター、養護教諭、（さわやか相談員・スクールカウンセラー）

<活動>

- ① いじめの早期発見に関すること（アンケート調査、教育相談等）
- ② いじめの防止に関すること
- ③ いじめ事案に対する対応に関すること
- ④ いじめが心身に及ぼす影響その他のいじめの問題に関する児童の理解を深めること
- ⑤ いじめ防止、いじめが起きにくい、いじめを許さない環境づくりを行う役割

<開催>

年12回定例会を実施する。いじめ事案発生時は24時間以内に緊急開催とする。

イ いじめに対する措置

- (ア) いじめの疑いに係る相談を受けた場合は、すみやかに事実の有無の確認を行う。
- (イ) いじめの事実が確認された場合は、いじめをやめさせ、その再発を防止するため、対象児童・保護者に対する支援と、関係児童への指導とその保護者への助言を継続的に行う。
- (ウ) 対象児童等が安心して教育を受けられるための必要があると認められるときは、保護者と連携を図りながら、一定期間、別室等において学習を行わせる措置を講ずる。
- (エ) いじめの関係者間における争いを生じさせないよう、いじめの事案に係る情報を関係保護者と共有するための必要な措置を講ずる。
- (オ) 犯罪行為として取り扱われるべきいじめについては、飯能市教育委員会及び飯能警察署等と連携して対処する。

ウ いじめの解消

いじめが解消している状態は少なくとも以下の条件を満たされる必要がある。

- (ア) いじめに係る行為が止んでること
- (イ) 対象児童が心身の苦痛を感じていないこと
必要に応じて他の事情も勘案して判断する。更に、いじめが再発する可能性が十分にあり得ることを踏まえ、教職員は当該いじめ関係児童を注意深く観察する必要がある。

(3) 重大事案への対処

生命・心身又は財産に重大な被害が生じた疑いや、相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがある場合は、次の対処を行う。

- (ア) 重大事態が発生した旨を、飯能市教育委員会に速やかに報告する。
- (イ) 飯能市教育委員会と協議の上、当該事案に対処する組織を設置する。
- (ウ) 上記を中心として、事実関係を明確にするための調査を実施する。
その際、詳細な調査を行わなければ、事案の全容は分からないということを第一に認識し、軽々に「いじめはなかった」等判断しない。
- (エ) 調査結果については、対象児童・保護者に対し、事実関係その他の必要な情報を適切に提供する。

(4) 学校評価における留意事項

いじめを隠蔽せずいじめの事態把握及びいじめに対する措置を組織的に適切に行うため、次の2点を学校評価の項目に加え、適性に自校の取組を評価する。

- (ア) いじめの未然防止・早期発見に関する取組に関すること。
- (イ) いじめの再発を防止するための取組に関すること。

3 年間計画

月	内 容
4月	職員会議「双柳小学校いじめ防止基本方針」の見直し、制定 年度当初保護者会にて基本方針の説明 お話朝会での説話 第1回いじめ防止対策委員会（職員会議時）
5月	第2回いじめ防止対策委員会（職員会議時） 個人面談週間での教育相談
6月	全校いじめ防止週間・お話朝会での説話 学校生活アンケート① ぼく・わたしにできる「いじめ防止宣言」 第3回いじめ防止対策委員会（職員会議時）
7月	第4回いじめ防止対策委員会（職員会議時）
8月	いじめ防止に向けた校内研修 お話朝会での説話 第5回いじめ防止対策委員会（職員会議時）
9月	第6回いじめ防止対策委員会（職員会議時）
10月	学校生活アンケート② 第7回いじめ防止対策委員会（職員会議時）
11月	第8回いじめ防止対策委員会（職員会議時）
12月	第9回いじめ防止対策委員会
1月	学校評価（自己評価・保護者評価） 児童朝会での説話 第10回いじめ防止対策委員会（職員会議時）
2月	第11回いじめ防止対策委員会（職員会議時） 学校生活アンケート③ （取組の反省・課題の計画化）
3月	第4回いじめ防止対策委員会（次年度の計画） 第12回いじめ防止対策委員会（職員会議時）

※平成30年度5月改訂

※令和2年度3月改訂

※令和6年度3月一部改訂

※令和8年度5月一部改訂